

## ◎新潟県告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、新潟圏域広域都市計画マスタープランの案を縦覧に供する。

平成29年1月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

### 1 案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。新潟圏域には、新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町及び阿賀町が含まれる。

### 2 案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成29年1月13日

至 平成29年1月27日

#### (2) 場所

ア 新潟市中央区川岸町3丁目18番1号（〒951-8575）

新潟県新潟地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-231-8327

イ 新潟市秋葉区新津4524-1（〒956-0031）

新潟県新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課

電話 0250-24-9674

ウ 阿賀町津川1861-1（〒959-4402）

新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所土木整備課

電話 0254-92-0966

エ 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0254-26-9653

オ 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（〒951-8550）

新潟市都市政策部都市計画課（土日は市役所本庁舎分館警備室前）

電話 025-226-2679

カ 新発田市中央町5丁目2番13号（〒957-0053）

新発田市地域整備課

電話 0254-26-3556

キ 五泉市太田1094番地1（〒959-1692）

五泉市都市整備課

電話 0250-43-3911

ク 阿賀野市岡山町10番15号（〒959-2092）

阿賀野市産業建設部建設課

電話 0250-61-2480

ケ 胎内市新和町2番10号（〒959-2693）

胎内市地域整備課

電話 0254-43-6111

コ 聖籠町大字諏訪山1635番地4（〒957-0192）

聖籠町ふるさと整備課

電話 0254-27-1961

サ 阿賀町津川580番地（〒959-4495）

阿賀町建設課

電話 0254-92-5765

### 3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

4 意見書を提出できる者

新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町及び阿賀町の住民並びに利害関係者

5 意見書の提出期限

平成29年1月27日（金）（必着のこと。）

6 その他

広域都市計画マスタープランのうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、都市計画法第21条第1項の規定により都市計画を変更するものであるため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更案を縦覧に供する。